

**基本的な方針④: 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する**

1. 社会の現状や2030年以降の変化を踏まえた課題(基本的な方針④関係)

**○子供の貧困など格差の固定化**

- ・日本の子供の貧困率はOECD加盟34カ国中25位となっており、世界的にも厳しい位置。
- ・所得をはじめとした社会経済的背景と子供の学力には相関関係がみられており、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなっているなど、各教育段階において影響。
- ・最終学歴により生涯賃金には大きな差があり、子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性。

**○地域間格差など地域の課題**

- ・地域経済の現状として、生産性、所得水準、消費活動など様々な側面から地方と大都市の格差が見られる。
- ・大学進学率は県民雇用所得と相関関係があり、地方では進学率が低い傾向が見られ、大学進学率の地域間格差が拡大。
- ・専門学校進学率は県民雇用所得と逆の相関関係があると示唆される一方、専門学校生の経済状況は近年厳しい傾向が見られる。

**○子供を取り巻く状況変化への対応**

- ・特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、特に発達障害のあるについては早期からの適切な支援が重要。
- ・不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており生徒指導上の喫緊の課題となっている。不登校児童生徒への支援は、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある。
- ・外国籍の子供や両親のいずれかが外国籍である子供は増加傾向にあり、その母語の多様化や日本語の能力の習熟度の差への対応が急務。
- ・企業の海外進出の増加に伴い、海外における義務教育段階を含む児童生徒数が増加傾向。
- ・三世帯世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向。
- ・子供・若者の抱える課題が複合的で複雑化。

**○少子高齢化の進展**

- ・合計特殊出生率は平成17年の1.26から僅かに好転しているものの、平成27年は1.46と依然厳しい状況。
- ・一夫婦あたりの理想の子供数は2.32人であるのに対し、予定子供数は2.01人。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、その最大の理由は子育てや教育にお金がかかりすぎること。



全ての人々が教育を受けられる機会の確保

- ・経済的・地理的な理由による教育格差への対応
- ・多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供

# 第3期教育振興基本計画における指標・施策群の考え方について(基本的な方針④)

## 第2期計画期間中における主な取組(基本的な方針④関係)

### ● 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

・誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられるようにするため、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担軽減に向けた取組を実施。

※教育費負担軽減に係る主な施策(平成29年度予算)

幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進(幼稚園就園奨励費補助)	334億円 ※子ども・子育て支援新制度の移行分も含めた所要額
義務教育段階の就学援助の充実	7.1億円
高等学校等就学支援金交付金等	3,668億円
高校生等奨学給付金の充実	136億円
国立大学・私立大学の授業料減免等の充実	434億円
大学等奨学金事業の充実	無利子奨学金 3,502億円(有利子奨学金 7,238億円) 給付型奨学金 70億円
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業	1.8億円

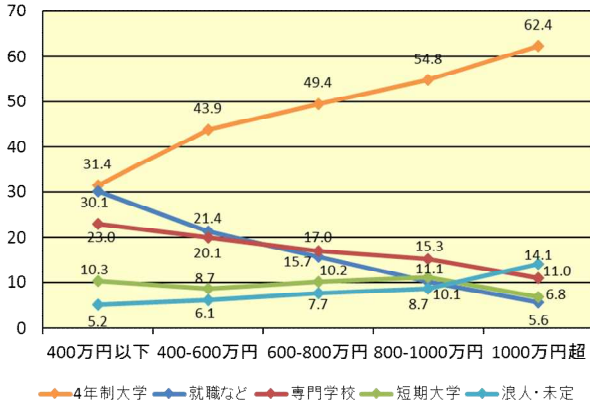
### ● 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別支援学級や通級による指導の対象児童生徒について、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用することについて次期学習指導要領(平成29年3月)に記載。また、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備について平成29年度予算に計上。
- ・高等学校での通級による指導の制度化に向けて、平成28年12月に学校教育法施行規則等を改正し、平成30年度から運用開始予定。
- ・不登校児童生徒への支援について、平成29年2月14日等に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律及び同法に基づき平成29年3月31日に定めた基本指針等を踏まえ、教育相談体制の充実、「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援の促進、不登校特例校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携による支援の推進等について平成29年度予算等で対応。
- ・平成29年度予算において、障害に応じた特別の指導(通級による指導)や外国人児童生徒等教育の充実のための教員の基礎定数化等を含む計868人の定数を改善。また、これに必要な「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(平成29年3月27日成立、平成29年4月1日施行)。

# 第3期教育振興基本計画における指標・施策群の考え方について(基本的な方針④)

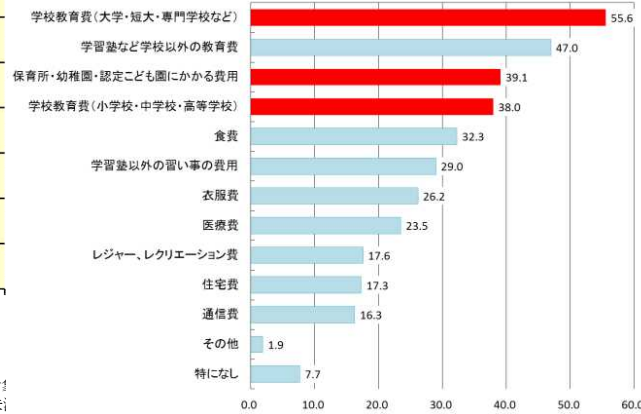
## 第2期教育振興基本計画の進捗を踏まえた主な課題(基本的な方針④関係)

(%) 【参考】両親年収別の高校卒業後の予定進路



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象  
 注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。  
 注3) 無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。  
 (出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター  
 「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

【参考】子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの

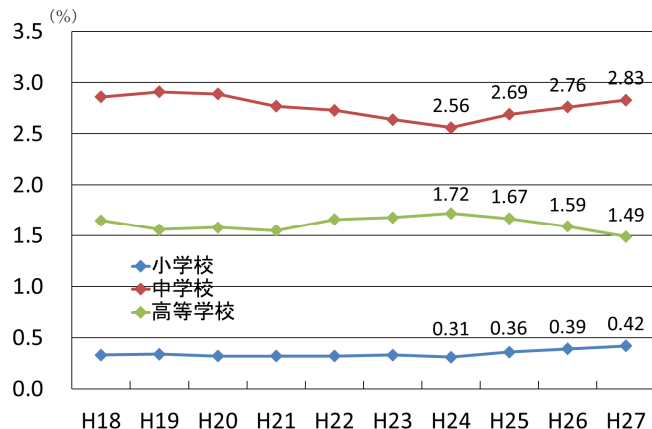


資料: 内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」(H25)

○幼児期から高等教育段階への教育機会の提供のために必要と考えられる事項

- ・幼児教育段階においては、保育料等の教育費負担が課題
- ・高等学校段階においては、私立学校の授業料に加え、授業料以外の教育費負担が大きい。
- ・高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。
- ・意欲と能力のある全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、教育費負担の軽減を図る必要がある。

○全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合



(資料) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (平成18年度~平成27年度)」(文部科学省)

○不登校児童生徒への支援として必要と考えられる事項

- ・不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、一人一人の子供が抱える様々な課題を適切に把握し、きめ細かく支援していく必要がある。
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。
- ・不登校児童生徒への支援は、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

# 第3期教育振興基本計画における指標・施策群の考え方について(基本的な方針④)

## 目指すべき方向性、指標(基本的な方針④関係)

※目標・測定指標等については、現時点での候補であり、引き続き精査・検討が必要。

### 今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と指標の考え方(例)

#### 全ての人々が教育を受けられる機会の確保

全ての子供や若者が経済的・地理的な理由により進学等を断念することなく希望する質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにするためのセーフティネットを構築する。

#### ①経済的・地理的な理由による教育格差への対応

全ての子供や若者が経済的・地理的な理由により進学等を断念することなく希望する質の高い教育を受けられるようにする。

(目標候補)理想の子供数を持たない理由として1位となっている「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という項目の割合の改善

※直近のデータ 平成27年 1位:「子育てや教育にお金がかかりすぎる」56.3%  
2位:「高年齢で生むのはいやだ」39.8%

(資料)国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(2015)

(目標候補)経済的な理由による大学等中退者・高校中退者のゼロ化

※直近のデータ 高校 平成27年度:1,364人 → 平成34年度:0人

(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成27年度)」(文部科学省)

大学 平成26年度:21.2% → 平成34年度:0% ※「経済的理由」による中途退学者の割合

(資料)「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究(平成27年度)」(文部科学省)

専門学校 平成27年度:13.5% → 平成34年度:0% ※「経済的理由」による中途退学者の割合

(資料)「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業(平成28年度)」(文部科学省)

(目標候補)都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と低い県の進学率の差)の改善

※直近のデータ 平成28年度:33ポイント(出典)文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)

(目標候補)全世帯の子供と比較しての、生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善

※直近のデータ 全世帯の子供の高等学校等進学率:98.9%、大学等進学率:73.2% (資料)文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出

生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率:93.3%、大学等進学率:33.1% (資料)厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)

ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率:93.9%、大学等進学率:41.6% (資料)平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)

児童養護施設の子供の高等学校等進学率:97.5%、大学等進学率:24.0% (資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

(平成28年5月1日現在)

(測定指標候補)幼稚園・保育所・認定こども園に通う子供のうち、保育料等が無償となっている者の割合

※目指すべき方向性の状態を直接的に表した指標であるが、現段階では正確に測定できていないので、今後把握する方法を開発

(測定指標候補)意欲と能力のある学生・生徒等のうち、経済的理由によって大学等への進学を断念している者の数及び割合

※目指すべき方向性の状態を直接的に表した指標であるが、現段階では正確に測定できていないので、今後把握する方法を開発

## ②多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供していく。

### アウトカム

(測定困難)一人一人の子供の多様なニーズに丁寧に対応し、全ての子供の能力・可能性を最大限に伸ばしている状況

※一人一人の子供のニーズは多様であるため定量的指標を設定することは困難であるが、個別のニーズを把握し対応している状況を示すものとして、特別支援教育、不登校児童生徒への対応に関する指標を設定



### アウトプット

(目標候補)特別支援教育に関する個別の指導計画・教育支援計画の作成率の向上

※直近のデータ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において計画の作成が必要であると判断している人数のうち実際に計画が作成されている人数の割合

個別の指導計画:81.9%(平成28年度) 個別の教育支援計画:75.7%(平成28年度)

(資料)文部科学省「平成28年度特別支援教育体制整備調査」

(目標候補)公立小・中学校における通級による指導の普及

※直近のデータ 公立小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数:98,311人(平成28年度)

(資料)文部科学省「平成28年度通級による指導実施状況調査」

(目標候補)学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

※直近のデータ 平成27年度 小中学校:26.9%、高等学校:42.7%

(資料)文部科学省「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



# 第3期教育振興基本計画における指標・施策群の考え方について(基本的な方針④)

## 第3期計画期間中に取り組むべき施策群(例)①(基本的な方針④関係)

初等中等教育段階	高等教育段階	生涯を通じて推進
<div data-bbox="293 320 954 360" data-label="Section-Header"> <p><b>経済的・地理的な理由による教育格差への対応</b></p> </div> <div data-bbox="219 381 1200 419" data-label="Section-Header"> <p>○幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減</p> </div> <ul data-bbox="246 424 1070 691" style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進</li> <li>・国公立の義務教育諸学校の教科書の無償給与</li> <li>・経済的困難を抱える家庭に対しての就学援助</li> <li>・私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援・実態調査</li> <li>・高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の充実</li> <li>・大学等奨学金事業の充実</li> <li>・各大学等における授業料減免への支援の充実</li> </ul> <div data-bbox="219 742 1207 780" data-label="Section-Header"> <p>○学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化</p> </div> <ul data-bbox="246 783 1249 970" style="list-style-type: none"> <li>・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置</li> <li>・主に学力向上を目的とし、補習・補充学習等を行うサポートスタッフの派遣</li> <li>・定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校の支援</li> <li>・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充</li> </ul> <div data-bbox="228 978 768 1016" data-label="Section-Header"> <p>○地域の教育資源を活用した推進方策</p> </div> <ul data-bbox="246 1019 463 1169" style="list-style-type: none"> <li>・学習支援</li> <li>・読書活動支援</li> <li>・家庭教育支援</li> <li>・体験活動支援</li> </ul> <div data-bbox="228 1181 667 1219" data-label="Section-Header"> <p>○子供の食事・栄養状態の確保</p> </div> <ul data-bbox="246 1222 797 1260" style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の普及・充実及び食育の推進</li> </ul> <div data-bbox="228 1276 934 1315" data-label="Section-Header"> <p>○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援</p> </div> <ul data-bbox="246 1318 1281 1469" style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援</li> <li>・高校が設置されていない離島から高校に通学する生徒に対しての通学費や居住費等の就学支援</li> </ul>		

# 第3期教育振興基本計画における指標・施策群の考え方について(基本的な方針④)

## 第3期計画期間中に取り組むべき施策群(例)②(基本的な方針④関係)

初等中等教育段階	高等教育段階	生涯を通じて推進
<p data-bbox="224 311 1003 363"><b>多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある子供への支援の充実</li> <li>・多様な学びの場の整備</li> <li>・特別支援教育専門家等の配置をはじめとした、特別支援教育を支える切れ目のない支援体制の構築 (看護師、就労支援コーディネーター、早期支援コーディネーター等)</li> </ul> </li> <li>○不登校児童生徒の教育機会の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進</li> <li>・不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保</li> <li>・不登校等に関する教育相談体制の充実</li> </ul> </li> <li>○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で学ぶ子供たちの教育環境の充実</li> <li>・国内の帰国・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ体制の整備</li> <li>・海外に在住する就学年齢児童生徒の授業料等教育費の軽減 (派遣教員数増等教育環境の充実)</li> </ul> </li> </ul>		<p data-bbox="1299 790 2004 842"><b>多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間中学の設置・充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな夜間中学校の設置促進</li> <li>・既存の夜間中学の教育機会の提供拡充</li> </ul> </li> <li>○高校中退者等に対する支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や学校、地域若者サポートステーション等との連携を強化し、就労・自立に向けた支援体制を構築</li> <li>・高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習相談・学習支援</li> </ul> </li> <li>○地域における外国人に対する日本語教育           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における日本語教育に関する優れた取組の支援</li> <li>・日本語教室がない自治体にアドバイザーを派遣し、日本語教室設置を促す</li> <li>・日本語教育の充実に資する研修等の実施</li> </ul> </li> </ul>